

選定療養費について

Information

～ 紹介状なしで受診される患者さまの負担金について ～

令和2年度の診療報酬改定により、「特定機能病院および一般病床200床以上の地域医療支援病院」を紹介状（診療情報提供書）なしに受診される場合、保険適用の診療費とは別に国が定める料金（選定療養費）を患者さま（一部対象者を除く）にご負担いただくことになりました。

この制度の改定に基づき、下記のとおり選定療養費を徴収させていただきます。

【初診時 選定療養費】

患者さまが紹介状を持参されずに当院を初診で受診される場合、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用です。

* 初診とは…①当院を初めて受診される方、②医師の指示なく前回の受診から1年以上経過している方

2020年3月31日まで

2020年4月1日から

1,650円（税込）

5,500円（税込）

【再診時 選定療養費】

当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行ったにもかかわらず、患者さまご自身の判断で引き続き当該診療科を受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用です。

* 受診の都度ご負担いただきます。

2020年3月31日まで

2020年4月1日から

なし

2,750円（税込）

* 下記掲載のものは紹介状（診療情報提供書）に該当いたしません。

- 千船病院の医師宛てではない医療機関からの紹介状
- 接骨院・整骨院からの紹介状
- 健診機関からの健診結果、精密検査依頼書 など
- 発行日より3か月が経過した紹介状